

荒廃農地を再生させたい

荒廃農地等利活用促進交付金（国費）

担当課

農林企画課農林企画係 TEL 72-8235

本事業の役割

荒廃農地を引き受けて行う再生作業や発生防止活動等を支援します。

対象者は？

荒廃農地を引き受けて生産を再開する農業者や農業者団体等で、「人・農地プラン」で中心経営体等に位置付けられている方が対象です。

ただし、農地の持ち主は対象にはなりません。

対象になる農地は？

再生作業の場合は1号遊休農地（「荒廃農地の発生・解消状況調査」でA分類判定）、発生防止活動の場合は2号遊休農地になっている農用地が対象です。

なお、既に多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象地である場合は対象外です。

どのような事業内容？

再生作業の内容によって、交付金が交付されます。

交付単価（10a当たり）

メニュー	区分	作業例	交付単価
再生作業	再生作業	雑草及び雑木の除去、雑木粉碎処理、深耕、整地等	50,000円
	再生作業（重機利用）	重機を利用した雑木の除去等	（作業費の1/2以内）
発生防止活動	発生防止活動	雑草及び雑木の除去、深耕、整地等	20,000円
	発生防止活動（重機利用）	重機を利用した雑木の除去等	（作業費の1/2以内）
土づくり		肥料、有機質資材への投入等	25,000円
営農定着		再生農地への作物導入等	25,000円
経営展開		試験販売、実証ほ場の設置や運営等	（1/2以内）

手続はどうするの？

- (1) 担当課に申請【平成31年度実施分は平成30年8月31日まで】
- (2) 使用貸借の契約
- (3) 交付申請書の提出
- (4) 活動の実施
- (5) 実績報告
- (6) 交付金の交付